

現場レポート

過積載違反の街頭取締りを実施しました
～検査車両16台中1台の過積載違反を発見～

福岡運輸支局では、年末の繁忙期を控えた11月を過積載絶滅運動強化月間と定め、啓発活動等様々な取り組みを行っています。その一環として、11月7日(水)に過積載違反の街頭取締りを、筑紫野市原田の国道3号線沿い原田車両検査場と九州自動車道筑紫野インターの2カ所で行いました。

今回の取締りは、福岡運輸支局の他、福岡国道事務所や筑紫野警察署、福岡県トラック協会、NEXCOなど関係機関と合同で行いました。

■取締り概要

取締りは、対象車両を重量計で計測し、その計測重量から、車検証記載の車両重量と最大積載量、乗車定員の重量を除いて、過積載運行か否かを判定します。

国道3号線での取締りと同時に、九州自動車道筑紫野インターにおいてもNEXCOが取締りを実施。これにより、国道3号線での取締り情報を得た違反車両が九州自動車道へルートを変更したとしても、確実に取締りを行うことができ、より効果的な取締りの実施が可能となります。

当日は、地元テレビ局からの取材があり、過積載運行について関心の高さがうかがえました。



関係機関と協力し実施しました！

※過積載運行とは

貨物自動車等により、定められた積載重量を超えた積載物を積み、運行すること。

過積載運行は、定量積載時に比べ制動距離(ブレーキを踏んで停止するまでの距離)が長くなり、衝突事故時の衝撃力も大きくなるため、重大事故につながる危険が高くなります。また、低速ギアでの高回転走行によって、大気汚染や騒音公害、道路の舗装と橋梁の損傷を引き起こすことから、事故防止と輸送秩序の確保において、大きな障害となっています。



重量計にて過積載運行か否か計測

■取締り結果・九州運輸局からのメッセージ

およそ2時間の取締りで、国道3号線と九州自動車道あわせて、全検査車両16台中、1台の過積載違反車両を発見しました。過積載違反が確認された場合は、運転手個人に対して道路交通法に基づく罰則が適用されるほか、事業用自動車であれば、運送会社に対して貨物自動車運送事業法に基づく行政処分が科せられます。

運送会社の中には、少しでも利益を上げたいという軽い気持ちや、車両や人員の不足などにより過積載運行を行ってしまうことがあります。しかし、過積載運行は、重大事故を引き起こす危険性があり、社会全体で絶対許さないという強い意識が必要です。

九州運輸局では、今後も関係機関と連携し、過積載運行絶滅に向けて取り組んで参ります。